

# 青森県報

第六百五十八号

令和五年  
九月六日  
(水曜日)

## 目 次

### 告 示

- 令和五年度青森県一般会計補正予算(専決第一号)の要領(財政課)……………一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課)……………三
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除(河川砂防課)……………三
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(同)……………四
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同)……………四
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………(同)……………五
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同)……………五
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………(同)……………五
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同)……………六
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………(同)……………六
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(同)……………六
- 宅地建物取引業者の免許の取消し……………(建築住宅課)……………七
- 令和五年度青森県漂着ごみ組成調査業務に係る一般競争入札……………(環境政策課)……………七

## 告 示

### 青森県告示第五百三十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十九条第一項の規定に基づき令和五年八月七日専決処分した令和五年度青森県一般会計補正予算(専決第一号)の要領は、次のとおりである。

令和五年九月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

## 令和5年度青森県一般会計補正予算（専決第1号）

令和5年度青森県一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,225千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ749,675,639千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5	地 方 交 付 税	215,772,000	25,225	215,797,225
1	地 方 交 付 税	215,772,000	25,225	215,797,225
	歳 入 合 計	749,650,414	25,225	749,675,639
歳 出				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2	総 務 費	33,652,761	15,030	33,667,791
2	企 画 費	5,754,460	15,030	5,769,490
3	民 生 費	112,868,137	10,195	112,878,332
2	児 童 福 祉 費	28,141,369	10,195	28,151,564
	歳 出 合 計	749,650,414	25,225	749,675,639

青森県告示第五百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和五年九月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名 称	株式会社アキラ工業	主たる事務所の所在地	青森県弘前市山田四号	障害福祉サービスの種類	行 業	障害福祉サービス事業	廃止年月日	令和五年八月三十一日
	名 称	株式会社アキラ工業	主たる事務所の所在地	青森県弘前市山田四号		行 業	障害福祉サービス事業		廃止年月日
指定障害福祉サービス事業者	名 称	株式会社アキラ工業	主たる事務所の所在地	青森県弘前市山田四号	障害福祉サービスの種類	行 業	障害福祉サービス事業	廃止年月日	令和五年八月三十一日
指定障害福祉サービス事業者	名 称	株式会社アキラ工業	主たる事務所の所在地	青森県弘前市山田四号	障害福祉サービスの種類	行 業	障害福祉サービス事業	廃止年月日	令和五年八月三十一日

青森県告示第五百三十九号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。  
その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 山田四号土砂災害警戒区域及び山田四号土砂災害特別警戒区域

- 1 解除する区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図面のとおり

(図面省略)

二 山田三号土砂災害警戒区域及び山田三号土砂災害特別警戒区域

- 1 解除する区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図面のとおり

(図面省略)

三 山田二号土砂災害警戒区域及び山田二号土砂災害特別警戒区域

- 1 解除する区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図面のとおり

(図面省略)

四 紙漣沢土砂災害警戒区域及び紙漣沢土砂災害特別警戒区域

- 1 解除する区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第五百四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南部地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 山田四号土砂災害警戒区域及び山田四号土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 山田二号土砂災害警戒区域及び山田二号土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 紙漣沢土砂災害警戒区域及び紙漣沢土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第五百四十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同法第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南部地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

山田三号土砂災害警戒区域

一 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

青森県告示第五百四十二号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備えて縦覧に供する。

令和五年九月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

本町二丁目土砂災害警戒区域及び本町二丁目土砂災害特別警戒区域

一 解除する区域

三沢市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第五百四十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する

ので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備えて縦覧に供する。

令和五年九月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

本町二丁目土砂災害警戒区域

一 指定の区域

三沢市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

青森県告示第五百四十四号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中津軽地域県民局地域整備部に備えて縦覧に供する。

令和五年九月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

東杉ヶ沢―土砂災害警戒区域及び東杉ヶ沢―土砂災害特別警戒区域

一 解除する区域

中津軽郡西目屋村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成

十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第五百四十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

東杉ヶ沢―土砂災害警戒区域

一 指定の区域

中津軽郡西目屋村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

青森県告示第五百四十六号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

矢越三号土砂災害警戒区域及び矢越三号土砂災害特別警戒区域

一 解除する区域

下北郡佐井村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第五百四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

矢越三号土砂災害警戒区域及び矢越三号土砂災害特別警戒区域

一 指定の区域

下北郡佐井村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第五百四十八号

令和五年七月二十六日次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨の公告をしたところ、当該公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和五年九月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 レ・オーラ株式会社
  - 二 代表者の氏名 笹森 茂
  - 三 主たる事務所の所在地 十和田市大字三本木字稲吉一三の三八
  - 四 免許証番号 青森県知事（一）第三五四一号
- (教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができる。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に、青森県を被告として（青森県知事が被告の代表者となる。）、提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して六月以内であっても、処分の日から一年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

公

告

令和五年度青森県漂着ごみ組成調査業務に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和五年九月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 一般競争入札に付する事項
  - 1 業務名 令和五年度青森県漂着ごみ組成調査業務
  - 2 業務内容 入札説明書による。
  - 3 履行期限 令和六年二月二十九日
- 二 入札に参加する者に必要な資格
  - 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項に規定する者に該当しない者であること。
  - 2 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第二百二十八条の規定により一般競争入札に参加できない者でないこと。
  - 3 次の(一)又は(二)のいずれかの条件を満たすこと。
    - (一) 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和四年二月十四日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和五年二月十日青森県告示第五十六号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、調査及び研究に係る契約についてB以上の等級に格付けされた者であること。
    - (二) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和五十八年二月青森県規則第六号）第五条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定され、同規則第七条第一項に規定する有資格建設関連業者名簿の土木関係建設コンサルタント業務に登録されている者であること。
  - 4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号）別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者で

あること。

三 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県環境生活部環境政策課循環型社会推進グループ

電話 〇一七―七三四―九二四九

四 入札の日時及び場所

1 日時

令和五年九月二十日 午後二時

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟七階環境生活部A会議室（環境政策課隣）

3 その他

郵送又は電送による入札は認めない。

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

1 入札保証金

青森県財務規則第三百三十二条第一項第二号の規定により、免除する。

2 契約保証金

青森県財務規則第五百九十九条の規定による。

六 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。

七 契約の締結

1 青森県財務規則第五百五十一条の規定により、落札決定の日から七日以内に契約を締結する。ただし、落札者からの申し出により契約締結の延期の承認を与えたときは、この限りでない。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

八 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書及び入札説明書に定める事項を遵守すること。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県環境生活部環境政策課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 その他

詳細は、入札説明書による。

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭